

今別町創業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内で創業等をする者に対して、予算の範囲内において今別町創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内での雇用機会の創出及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、今別町補助金交付規則（昭和53年今別町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「創業等」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 事業を営んでいない個人が新たな事業を開始する場合
- (2) 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立する場合
- (3) 事業を営む個人または法人が新分野に進出する取り組みを行う場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において補助金の申請年度内に創業等をする者又は申請時に創業等の日から1年を経過しない者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請する者に各種税、公共料金等の滞納がないこと。
- (2) 申請する者が町内に居住していること（創業に伴い居住する場合を含む）又は町内に本店又は主たる事務所を置くこと。
- (3) 年間を通して同一場所で2年以上継続して営業を行う計画がある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1に定める業種に該当しないこと。
- (2) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと。
- (3) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (4) 事業計画等が、中小企業等経営強化法（平成28年第58号）第21条に規定する経営革新等支援機関に認定された青森県内の認定支援機関の支援を受け作成されたものであり、実効性があると認められた事業であること。
- (5) 創業業種に関する法令に違反がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金等の対象となる事業に要する経費を除く。

- (1) 補助対象事業に係る経費のうち、別表2に定めるものであること。
- (2) 経費の使用目的が、創業に必要なものとして明確に特定できること。
- (3) 証拠書類（領収書等）によって、契約、支払等が確認できること。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額以内とし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、[今別町創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）](#)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) [事業計画書（様式第2号）](#)

(2) 住民票及び納税証明書

(3) [事業計画書作成確認書（様式第3号）](#)

(4) 事業拠点を示した地図、賃貸借及び取得に係る見積書、設備改修、機械器具購入並びに広告宣伝に要する経費の見積書等の写し

(5) 営業証明書又は会社の登記簿謄本の写し

(6) 許認可を必要とする業種の場合にあっては、営業許可書の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出期間は、毎年4月1日から翌年1月31日までとする。

3 町長は、前項の書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることがある。

(審査)

第8条 町長は、補助金の交付決定について速やかに審査を行うものとする。

2 前項による審査を行うため、町長は審査委員会を設置し、委員は次に掲げる者で構成する。

(1) 会長は、総務企画課長をもって充てる

(2) 副会長は、産業建設課長をもって充てる

(3) 委員は、産業建設課産業担当課長補佐をもって充てる

3 会長は、審査に必要があるときは、商工会ほか関係機関の出席を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条に規定する審査の結果、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 町長は、交付決定をしたときは、速やかにその内容及び交付条件を[今別町創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）](#)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の審査により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに[今別町創業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）](#)により、当該申請者にその旨通知する。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は年度最終日の3月31日のいずれか早い日までに、[今別町創業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）](#)。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 事業により整備した店舗、設備及び購入した備品等が確認できる写真及び領収書等の写し

(2) 事業により作成した広告等の写し及び掲出が証明できる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて実施調査等を行い、適当と認めた場合は、[今別町創業支援事業補助金確定通知書\(様式第7号\)](#)により交付すべき額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、[今別町創業支援事業補助金請求書\(様式第8号\)](#)を町長へ提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(事業状況報告)

第13条 補助事業者は、事業が完了した年度の翌年度から2年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、年度最終日の3月31日までに[今別町創業支援事業補助金事業状況報告書\(様式第9号\)](#)に次に掲げる書類を添えて町長へ報告しなければならない。

(1) 決算書並びに確定申告書の写し(管轄税務署の証明があるもの)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助対象事業の廃止等)

第14条 補助事業者は、営業開始の日から2年未満で営業を廃止しようとする場合、店舗を町外に移転する場合等、町内で補助事業の遂行が困難になった場合、[今別町創業支援事業廃止等届出書\(様式第10号\)](#)を町長へ提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第15条 町長は、前条に規定する届出書の提出による廃止を承認したとき、又は申請者が偽りの他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、もしくはこの要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

(財産等の処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「財産等」という。)については台帳を作成し、補助事業の完了後においても適切に管理しなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間内は、取得財産等の処分をしてはならない。ただし、町長が特別に認めたときはこの限りでない。

3 前項に規定する期間内に取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

4 町長は、補助事業者が補助事業により取得又は効用が増加した資産及び設備並びに備品について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

- 1 金融保険業
- 2 風俗営業（「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）の対象となるもの）
- 3 暴力団（「今別町暴力団排除条例」（平成23年条例第16号）の対象となるもの）
- 4 易断所、観相業、相場案内業
- 5 競輪、競馬等の競争場
- 6 競輪、競馬等の協議団
- 7 麻雀店、パチンコホール、その他の遊戯場
- 8 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
- 9 競輪、競馬等の予想業
- 10 場外馬券売り場、場外車券売り場
- 11 興信所
- 12 集金業、取立て屋
- 13 宗教
- 14 政治・経済・文化団体

別表 2（第 5 条関係）

- 1 事業の用に供する土地、建物の購入費
- 2 店舗等の増改築や改修に要する経費
- 3 設備又は備品の購入費
- 4 広告宣伝費
- 5 法人設立時に要する申請手数料等
- 6 その他町長が適当と認める経費

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

今別町長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

㊞

今別町創業支援事業補助金交付申請書

今別町創業支援事業補助金の交付を受けたいので、今別町創業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 事業内容 | 別紙事業計画書のとおり |
| 2. 補助対象経費 | 円 |
| 3. 補助金交付申請額 | 円 |
| 4. 添付書類等 | (1) 事業計画書(様式第 2 号)
(2) 申請者の住民票及び納税証明書
(3) 事業計画書作成確認書(様式第 3 号)
(4) 第 7 条第 1 項第 4 号に係る見積書等の写し
(5) 営業証明書又は会社の登記簿謄本の写し
(6) 営業許可書の写し(許認可を必要とする場合)
(7) その他町長が必要と認める書類 |

事業計画書

年 月 日

[申込人]

住 所

企 業 名

氏 名 また は
代 表 者 名

印

(法人または代表者の実印)

1. 事業所概要等

事業所概要	開業形態	個人事業 ・ 会社事業		事業所名		
		〒 ー				
	電 話	ー ー		連絡先電話	ー ー	
	E-mail					
	開業(予定)年月日	令和 年 月 日	開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		
	営業時間	: ~ :		定休日		
代表者略歴	ふりがな					
	氏 名					
	生年月日	昭和 平成 年 月 日 (満 歳)				
		〒 ー				
	自宅電話番号	ー ー		携帯番号	ー ー	
	職歴	年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		現在に至る				
	資格等	年 月 取得				
		年 月 取得				
年 月 取得						
年 月 取得						

2. 開業の動機・事業概要等

事業概要	業種			開業(予定)時期	年 月 日
	従業者の種類	常勤役員数(法人のみ)	人	常用従業員数	人
		臨時従業者数 (パート・アルバイトを含)	人	従業員総数 うち家族従業者数()	人 ()人
	開業の動機 目的				
	事業内容				
	取扱品・サービス				
取引先					
セールスポイント 事業戦略等					

3. 開業資金・調達方法

単位: 円

必要な資金		金 額	資金調達方法	金 額
設備資金		円	自己資金	円
		円	親類者、友人等からの借入 (内訳・返済方法)	円
		円		
	円			
設備資金合計		① 円		
運転資金		円	金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	円
		円		
		円		
		円		
	円			
運転資金合計		② 円		
合 計 (① + ②)		円	合 計	円

4. 事業の見通し

単位:円

		初年度					2年目	3年目
		第1期 (1～3ヵ月目)	第2期 (4～6ヵ月目)	第3期 (7～9ヵ月目)	第4期 (10～12ヵ月目)	合 計		
①売上高		※1ヶ月あたり /月	/月	/月	/月			
②売上原価 (仕入高)		/月	/月	/月	/月			
経 費	ア.人件費	/月	/月	/月	/月			
	イ.家賃	/月						
	ウ.光熱費	/月	/月	/月	/月			
	エ.通信費	/月	/月	/月	/月			
	オ.交通費	/月	/月	/月	/月			
	カ.広告費	/月	/月	/月	/月			
	キ.消耗品費	/月	/月	/月	/月			
	ク.その他	/月	/月	/月	/月			
③経費計		/月	/月	/月	/月			
④営業利益 (①－②－③)		/月	/月	/月	/月			
⑤借入金返済月額		/月	/月	/月	/月			
純利益 (④－⑤)		/月	/月	/月	/月			

5. 売上根拠(月平均)

※売上高、売上原価(仕入高)、経費を計算された根拠をご記入下さい

--	--	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

今別町長 殿

住 所
支援機関 名 称
代表者名

印

事業計画書作成支援確認書

今別町創業支援事業補助金の申請について、下記申請者の事業計画書作成の支援を行い、今別町創業支援事業補助金交付要綱の基準を満たしていることを確認しました。

記

1. 申請者住所	
2. 申請者氏名	
3. 支援開始日	
4. 事業計画書 作成完了日	
5. 事業計画の 実効性等	※事業の特徴や優位性、計画の健全性等を記入ください
6. 支援機関 担当者職・氏名	

様

今別町創業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった今別町創業支援事業補助金については、次のとおり決定しましたので今別町創業支援事業補助金交付要綱第9条により下記のとおり通知します。

年 月 日

今別町長 印

1. 補助金の交付の対象となる事業は 年 月 日付の申請書記載のとおりであること。
2. 補助金の額は次のとおりである。

交付決定額 円

3. この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。
 - (1)この補助金は町内での創業等に要する経費として交付するものであるから、その交付の目的に反して使用してはならない。
 - (2)今別町補助金交付規則第5条(補助金交付の条件)の規定を厳に守ること。

様

今別町創業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今別町創業支援事業補助事業については、補助金の交付を不適當であると認め、不交付することを決定しましたので、今別町創業支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

年 月 日

今別町長 阿 部 義 治

不交付の理由	
--------	--

- 注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者はこの決定をした実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 号(第 1 0 条関係)

年 月 日

今別町長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

㊞

今別町創業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定の通知があった今別町創業支援事業補助金について、今別町創業支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

記

1. 交付決定を受けた補助金の額 金 円

2. 添付書類

- (1) 事業により整備した店舗、設備及び購入した備品等が確認できる写真及び領収書等の写し
- (2) 事業により作成した広告等の写し及び提出が証明できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

今別町長

印

今別町創業支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度事業の今別町創業支援事業補助金については、今別町創業支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。

金

円

様式第 8 号(第 1 2 条関係)

年 月 日

今別町長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

㊞

今別町創業支援事業補助金請求書

今別町創業支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、 年度今別町創業支援事業補助金として、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額
円	円	円

<振込先>

金融機関名

(フリガナ)

口座名義

預金種別

口座番号

様式第 9 号 (第 1 3 条 関 係)

年 月 日

今 別 町 長 殿

住 所
申 請 者 名 称
代 表 者 名

㊞

今 別 町 創 業 支 援 事 業 補 助 金 事 業 状 況 報 告 書

今 別 町 創 業 支 援 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 第 1 3 条 の 規 定 に 基 づ き、 年 月 末 日 現 在 の 事 業 状 況 を 別 紙 の と お り 報 告 し ま す。

記

1 . 補 助 金 交 付 を 受 け た 年 度 年 度

2 . 添 付 書 類

(1) 決 算 書 並 び に 確 定 申 告 書 の 写 し (管 轄 税 務 署 の 証 明 が あ る も の)

(2) そ の 他 町 長 が 必 要 と 認 め る 書 類

様式第 1 0 号(第 1 4 条関係)

年 月 日

今別町長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

㊞

今別町創業支援事業廃止等届出書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった今別町創業支援事業補助金に係る補助事業を次のとおり廃止したいので、今別町創業支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

店 舗 名	
店舗所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
添 付 書 類	廃止内容が分かる書類